

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員就業規則(以下、「就業規則」という。)に基づき、正規職員及び非常勤職員(会計年度任用職員を除く。)のうち月報者(以下「職員」という。)に支給する給料及び手当(以下「給与」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程で定めていない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(給料表)

第2条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料月額、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料月額及び号給間の給料月額の差額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない。

(2) 職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該法人の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、特定任期付任用職員の給料月額は、特定任期付任用職員が従事する業務に応じて定めるものとする。

5 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表(別表第1)

(2) 労務職給料表(別表第2)

(3) 医療職給料表(一)(別表第3)

(4) 医療職給料表(二)(別表第4)

(5) 医療職給料表(三)(別表第5)

(6) 指定職給料表(別表第6)

(7) 教育職給料表(別表第7)

6 指定職給料表の適用を受ける病院長の号給は、理事長が定める。

(給料の調整額)

第3条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。この規定による給料の調整額を支給される者の範囲は、医師の職にある者とする。ただし、前条第1項第6号の適用を受ける者を除く。

2 前項に掲げる職員の給料の調整額は、当該職員の給料月額に調整基本率100分の16を乗じて得た額とする。

(特定任期付任用職員の給料表等)

第4条 就業規則第2条第3号に規定する特定任期付任用職員の給料表は、次のとおりとする。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

2 特定任期付任用職員の前項の基本給表の号給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号俸を標準的な基準とし、その者の専門的な知識経験又は見識の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて理事長が決定する。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号俸
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号俸

3 育児短時間勤務職員等（地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の育児休業、介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）に規定する育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の業務を処理するために採用した短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。）についての第2項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額は、以下の式によるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{育児等短時間勤務職員の給料月額} = \\ & \qquad \qquad \qquad \text{当該職員の1週間の勤務時間} \\ & \text{給料月額} \times \frac{\text{1週間の勤務時間}}{\text{1円未満の端数切り捨て}} \end{aligned}$$

4 就業規則第2条第6号に規定する定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に地方独立行政法人香取おみがわ医療センター非常勤職員就業規則（以下、「非常勤職員就業規則」という。）第34条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 就業規則第2条第2号に規定する任期付任用職員の給料月額は、第2条に規定する給料表の任期付任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務

の級に応じた額とする。

- 6 任期付任用職員のうち、短時間勤務の職を占める職員（以下「任期付短時間任用職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、非常勤職員就業規則第34条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 7 任期付短時間任用職員のうち、育児短時間勤務職員等である職員についての第5項及び第7項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「に、算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 8 第5項及び第7項に規定する職員にあつては同項の規定による給料月額に、前項に規定する職員にあつては同項の規定により読み替えられた第5項又は第7項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

（職員の職務の級の標準的な職務の内容）

第5条 第2条に規定する給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第8から別表第14までに定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度の同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

- 2 職務の級別区分は、別表第15から別表第21までに定めるとおりとする。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第6条 職員の初任給、昇格、昇給等の決定については、香取おみがわ医療センター職員の初任給、昇給及び昇格等の基準に関する規程（以下「初任給、昇格、昇給等の規程」という。）による。

（給料の支給方法）

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）について、その全額をその月の21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

- 2 新たに採用されて職員となった者には、その日から給料を支給する。

- 3 昇給又は降給等により、給料の額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第2項から第4項までの規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から週休日（地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第6条に規定する週休日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによる計算（以下「日割計算」という。）により得た額とする。
- 7 給与期間中給料の支給日後において、新たに採用されて職員になった者に対してはその月末に、給与期間中給料の支給日前において退職し、又は死亡した職員には、その際に給料を支給する。
- 8 職員が地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下「法人」という。）以外の給料支給義務者の所属に異動したときは、発令の前日までの分の給料を日割計算により支給する。この場合において、その異動が給与期間中給料の支給日前であるときは、その際支給する。
- 9 法人以外の給料支給義務者に所属する者が職員となったときは、その者がその月に受けるべき給料額から、その者が従前所属していた給料支給義務者において既に支給された額を差し引いた額を支給する。この場合において、その異動が給与期間中給料の支給日後であるときは、その際支給する。
- 10 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。
 - (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 労働組合の業務に専ら従事する職員が復職した場合
 - (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
 - (4) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - (5) 自己啓発休業を始め、又は自己啓発休業の終了により職務に復帰した場合
- 11 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、停職にされ、育児休業をし、又は自己啓発休業をしている職員が、給料の支給日後に復職し、又

は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額は、前項第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（次に掲げる職員にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき13,000円とする。

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級で副病院長の職にあるもの

(2) 指定職給料表の適用を受ける職員

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事情が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合。ただし、扶養親族である子又は孫、弟妹が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、

扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第3項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第3項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - (3) 職員の扶養親族である子で第3項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
 - (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- 9 第3項の規定による届出は、扶養親族届（別記第1号様式）により行うものとする。
- 10 理事長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、職員から前項に規定する

届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、第2項に規定する扶養親族としての要件を具備するときは、扶養手当の月額を決定しなければならない。

11 理事長は、前項の規定により決定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当に関する事項を扶養手当認定簿（別記第2号様式）に記載するものとする。

12 理事長は、第1項の規定による確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

13 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第2項に規定する扶養親族としての要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合において、前項の規定を準用する。

（住居手当）

第9条 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（法人が職員に貸与している住宅であって、法人が別に定めるものに居住し、使用料を支払っている職員その他法人が別に定める職員を除く。）に対して支給する。

2 前項に規定する住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（1） 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

（2） 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）に1万1,000円を加算した額

3 第1項の規定で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1） 地方公共団体、公共企業体その他特別の法律により設置された法人で理事長が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員

（2） 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者（前条に規定する扶養親族で同条第7項の規定による届出がされているものに限る。以下同じ。）以外の者が借り受け、居住している住宅及び理事長がこれらに準ず

- ると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 4 新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（別記第3号様式）により、その居住の実情等を速やかに理事長に届け出なければならない。
 - 5 前項の規定により、住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。
 - 6 前各項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
 - 7 理事長は、職員から第4項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1各号の職員としての要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
 - 8 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿（別記第4号様式）に記載するものとする。
 - 9 第4項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、理事長の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。
 - 10 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
 - 11 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
 - 12 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第I項の要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとし、

必要に応じて届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 前項に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が別に定める期間（以下「支給単位期間」という。）、第2号に掲げる職員にあつては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第1項1号に掲げる職員については、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額

(2) 第1項2号に掲げる職員については、別表第22の左欄に掲げる片道の使用距離ごとに、同表の右欄に掲げる通勤手当額とする。ただし、1箇月当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあつては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

- (3) 第1項3号に掲げる職員 については、第1項1号交通機関等（以下「交通機関等」という。）を利用せず、かつ、第1項2号に規定する自動車等（以下「自動車等」という。）を使用しないで徒歩により通勤するとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前各号に定める区分に応じ、前各号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 第1項第2号に該当する職員が、通勤のため高速自動車国道を利用することで、次に掲げる第1号及び第2号の基準に照らし通勤事情の改善に相当程度資すると認められ、その利用に係る料金を負担することを常例とする者の通勤手当の額は、支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した支給単位期間の通勤に要する料金の額及び第1項2号の合計額とする。
- (1) 第2条に規定する医療職給料表(一)又は企業指定職給料表の適用を受ける職員で、高速自動車国道を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間がおおむね90分以上を要する職員
- (2) 前号に定める職員が高速自動車国道を利用する場合は、その利用により通勤時間がおおむね30分以上短縮されること。
- 4 第1項第2号に規定する理事長が別に定める交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、法人の所有に属するものを除く。
- (1) 自転車及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- (2) 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具
- 5 職員は、新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った場合又は住居、通勤経路及び通勤方法を変更し、若しくは通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合は、速やかに法人に届け出なければならない。その要件を欠くに至った場合も同様とする。
- 6 法人は、前項の規定による届け出があったときは、その届け出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提出を求める等の方法により確認し、その職員が第1項の職員としての要件を具備するときは、その職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。
- 7 運賃等の額に相当する額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額とする。

- (1) 定期券を発行している交通機関等（一般乗合旅客自動車を除く。）を利用する区間（第3号に該当する区間を除く。）については、その区間に係る通用期間6か月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交替勤務に従事する正規職員、任期付任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員で1か月当たりの平均通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。
 - (2) 前号に掲げる交通機関等以外の交通機関等を利用する区間（次号に該当する区間を除く。）については、その区間についての通勤21回分（交替勤務に従事する正規職員、任期付任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、1か月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額であって、最も低廉となるもの
 - (3) 一般乗合旅客自動車を利用する区間を含む乗継区間等で、その区間について定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められるものについては、その区間に係る通用期間1か月の定期券の価格（価格の異なる定期券を発行しているときは、最も合理的かつ低廉となる定期券の価額）
- 8 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った場合においては、その日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においては、その職員が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日が属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第5項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。
- 9 通勤手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 10 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった場合

(職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。)は、その月の通勤手当は支給しない。

(単身赴任手当)

第11条 単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、単身赴任手当は、同項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員に対して、同項の規定に準じて支給する。

3 第1項に規定する理事長が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2) 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3) 配偶者が引き続き就業すること。

(4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

4 前項に規定する理事長が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 理事長が定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。

(2) 理事長が定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

5 単身赴任手当の月額、3万円（最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長が定めるところにより算定した交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 1万6,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 2万4,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 3万2,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 4万円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 4万6,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 5万2,000円
- (8) 1,500キロメートル以上 5万8,000円

6 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

7 新たに第1項又は第2項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届（別記第5号様式）により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

8 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

9 理事長は、職員から第7項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1項又は第2項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

10 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿（別記第6号様式）に記載するものとする。

11 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項又は第2項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属

する月) から開始し、職員が第1項又は第2項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

12 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

13 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第1項又は第2項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

14 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。
(特殊勤務手当)

第12条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

2 前項に規定する特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲及び手当の額等は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の特殊勤務手当に関する規程に定める。

(時間外勤務手当)

第13条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しては、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く。)について時間外勤務手当を支給

する。

3 前項に規定する時間外勤務手当の額は、その正規の勤務時間外に勤務した勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

4 短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5 第2項の理事長が別に定める時間は、勤務時間規程第6条ただし書及び第7条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められている職員の割振り変更前の正規の勤務時間（第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が38時間45分に満たない週に、勤務時間規程第7条の規定により勤務時間が割り振られた場合における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。ただし、4週間を通じ1週間平均の勤務時間が38時間45分以内と定められている職員の4週間の正規の勤務時間が155時間を超える場合における第2項の理事長が別に定める時間は、理事長が別に定めるものとする。

(1) 勤務時間規程第6条ただし書又は第7条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下「割振り変更後の正規の勤務時間」という。）が38時間45分以下となる週の場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間

(2) 割振り変更後の正規の勤務時間が38時間45分を超える週となる場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち38時間45分から当該割振り変更前の正規の勤務時間を減じて得た時間数に相当する時間

- 6 第2項に規定する時間外勤務手当の額は、その割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（前項に規定する時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。
- 7 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（第5項に規定する時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第3項（第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50
- 8 勤務時間規程第12条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第3項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第6項で定める割合を減じた割合
- 9 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第7項及び前項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項第1号の規定

の適用については、同項中「第3項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第14条 休日勤務手当は、休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

2 前項に規定する休日勤務手当の額は、休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。勤務時間規程第6条第1項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員が第1項に規定する祝日法による休日が勤務時間規程第7条第2項及び第3項の規定による週休日に当たるときに当該休日の直後の勤務日等（勤務時間規程第5条、第7条第2項及び第3項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。）（当該休日の直後の勤務日等が休日等に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務日）において勤務した場合も同様とする。

3 前項の休日は、次に掲げる日とする。

- （1） 祝日法による休日
- （2） 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- （3） 国の行事の行われる日で、理事長の指定した日

（夜間勤務手当）

第15条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

2 前項に規定する夜間勤務手当の額は、正規の勤務時間として午後10時から翌日

の午前5時までの間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(時間外勤務等の時間数の算出)

第16条 第13条に規定する時間外勤務手当、第14条に規定する休日勤務手当及び第15条に規定する夜間勤務手当の額の算出の基礎となる勤務時間数は、当該給与期間におけるこれらの手当に係る全時間数(時間外勤務手当において支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数)によって計算するものとする。この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び月額で定められている特殊勤務手当の月額(地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の特殊勤務手当に関する規程第4条第1項第3号に規定する手当を除く。)の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから次項で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

3 前項で定める時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における勤務時間規程第9条第1項に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び同項に規定する年末年始の日(日曜日及び土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分(短時間勤務職員にあっては7時間45分におけるその者の勤務時間を就業規則第33条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあっては7時間45分に勤務時間規程第5条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第33条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間)を乗じて得た時間とする。

(勤務1時間当たりの給与額等の端数計算)

第18条 第13条から第16条までの規定により算定する額につき50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第19条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第2条の給料及び第21条管理職員特別勤務手当の勤務には含まれないものとする。

3 第1項に規定する宿日直手当の額は、正規の勤務時間の勤務に従事しないで行う医療センター及びその他の施設(以下「施設等」という。)において設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び施設等の監視を目的とする宿日直勤務1回につき、4,400円(宿日直業務が理事長が別に定める日に退勤時から引き続いて行われる場合にあっては、6,600円)とする。

2 病院に勤務する看護師又は准看護師である職員が、病院における救急外来患者等に関する業務を主として行う宿日直勤務にあっては、その勤務1回につき、7,400円(宿日直勤務が理事長が別に定める日に退勤時から引き続いて行われる場合にあっては、1万1,100円)とする。

3 病院に勤務する医師である職員が、入院患者の病状の急変又は救急の外来患者等に対処するために行う宿日直勤務にあっては、その勤務1回につき、3万5,000円(宿日直勤務が理事長が別に定める日に退勤時から引き続いて行われる場合にあっては、5万2,500円)とする。

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき、理事長が指定する職員に対して支給する。

2 前項の規定により理事長が指定する職は、別表第23の職の欄に掲げる職とする。

3 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級の区分に応じ、別表第23の手当の額の欄に定める額とする。

4 前項に定める管理職手当の額は、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{100}$ の25を超えてはならない。

5 別表第23に掲げる職を占める職員が、同表に掲げる他の職を兼ねる場合においてもその兼ねる職に係る管理職手当は支給しない。

6 別表23の職の欄に掲げる職を占める職員以外の職員が、同表に掲げる職につい

て代理又は心得等としてその職の職務を行う場合は、理事長の承認を得た場合に限り、その代理又は心得等に係る職について定める管理職手当を支給する。

7 管理職手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを支給しないものとする。

(1) 研修その他の用務のため本務を離れて出張した場合

(2) 勤務しなかった場合（職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）

8 管理職手当は、その月分を給料の支給定日に支給する。

9 新たに管理職手当を支給する事由が生じたときは、その事由が生じた日から支給を開始し、手当の支給を廃止する事由を生じたときは、その事由の生じた翌日から支給を廃止するものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第21条 管理職員特別勤務手当は、前条に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により週休日又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に対して、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 第1項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、同項の規定による勤務1回につき次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 管理職職員（別表第23に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。）のうち
病院長、医療支援部長、看護部長又は事務部長の職にあるもの 1万円

(2) 管理職職員のうち前号以外の職にあるもの 8,000円

4 第2項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、同項の規定による勤務1回につき次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理職職員のうち病院長、医療支援部長、看護部長又は事務部長の職にあるもの 5,000円

(2) 管理職職員のうち前号以外の職にあるもの 4,000円

5 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理職職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)

にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、理事長が別に定める職員についても同様とする。

2 前項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同条に規定する基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 無給休職者(心身の故障のため、長期の休養を要する場合に休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

(2) 刑事休職者(刑事事件に関し起訴された場合に該当して休職にされている職員をいう。)

(3) 停職者(懲戒処分として停職にされている職員をいう。)

(4) 専従休職者(専従許可を受けている職員をいう。)

(5) 無給の休暇職員(理事長が定める休暇の承認を受けて勤務しない職員をいう。)

(6) 育児休業職員(基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員をいう。)

(7) 自己啓発休業をしている職員

3 第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける者は、次に掲げる者以外の者とする。

(1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) その退職に引き続き、次に掲げる者となった者であつて、理事長が定めるもの

ア 国家公務員

イ 前号に掲げる者以外の地方公務員

(3) その退職が、就業規則第51条第1項の規定による懲戒解雇による退職であ

る者

4 次の各号のいずれかに該当する者には、前各項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第51条第1項の規定による懲戒として解雇された職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第10条の規定により解雇された職員（就業規則第10条第1項に該当して解雇された職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前各号に掲げる者を除く。）で、退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

5 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

6 前2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

- 7 第3項第2号に掲げる者が引き続き職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。
- 8 理事長は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。
- 9 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 10 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 11 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 12 第3項から前項までに規定するもののほか、一時差止処分に必要な事項は、理事長が定める。
- 13 基準日前1箇月以内において職員としての退職が2回以上ある者に対する期末手当の支給について第2項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみについてこれを適用するものとする。
- 14 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（別表第20に掲げる職員のうち、第20条に規定する管理職手当の支給に関し、支給割合100分の12以上の職を占める職員（休職にされている職員のうち、第27条第1項第1号（休

職者の給与)に該当する職員以外の職員及び派遣職員を除く。次条第5項及び第13項において「特別管理職員」という。)にあつては100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

15 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の60」とする。

16 特定任期付任用職員に対する第14項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の95」とする。

17 第14項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率(勤務時間規程第5条の規定により定められたその育児短時間勤務職員等の勤務時間を就業規則第33条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。)で除して得た数)及び扶養手当の月額の合計額とする。

18 職務の級が事務職給料表の4級以上である職員その他職務の複雑、困難、責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として別表第24職員の欄に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)に同表職員の欄に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ同表加算割合の欄に定める加算割合を乗じて得た額(次の各号に掲げる職員にあつては、その額に給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)にそれぞれ当該各号で定める加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第14項の期末手当基礎額とする。

- (1) 特定任期付任用職員(4号給以上の号給を受ける職員) 100分の20
- (2) 特定任期付任用職員(3号給の号給を受ける職員) 100分の15

- 19 第14項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間は除算する。
- (1) 第2項第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間
 - (2) 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の育児休業、介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）第3条の規定により育児休業をしている職員及び第2項第7号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間
 - (3) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
 - (4) 休職（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤による負傷又は疾病（以下「業務傷病等」という。）によるものを除く。）にされていた期間については、その2分の1の期間
- 20 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が、引き続いてこの規程の適用を受ける正規職員となった場合においては、この規程の適用前のそれらの常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）として在職した期間を、この規程の適用後の在職期間に通算することができる。
- (1) 出向または派遣される職員のうち、出向または派遣元から期末手当相当分の支給がない期間
 - (2) この規程の医療職給料表（一）及び指定職給料表の適用を受ける正規職員となる以前の期間で、他の常勤職員として期末手当相当分の支給が無い期間で理事長が認める期間
- 21 前項の期間の算定については、第19項の規定を準用する。
- 22 期末手当は、次の各号に掲げる基準日についてそれぞれ当該各号に定める日に支給する。ただし、当該各号に定める日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする。
- (1) 6月1日 6月10日
 - (2) 12月1日 12月10日
- 23 第14項の期末手当基礎額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

ものとする。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、理事長が別に定める職員についても同様とする。

2 前項の規定により、勤勉手当の支給を受ける職員は、同条に規定する基準日(以下この条において「基準日」という。)に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 休職者(業務傷病等による休職者を除く。)

(2) 前条第2項第3号から第5号までに掲げる者

(3) 育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

(4) 自己啓発休業をしている職員

3 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、理事長が別に定める勤勉手当の支給を受ける者は、次に掲げる者以外の者とする。

(1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) 前条第3項第1号から第3号までに掲げる者

4 勤勉手当は、前各項の職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて支給する。

5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が第8項に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第2項及び第3項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に

100分の105（特別管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 第2項及び第3項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特別管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

(3) 第2項及び第3項の職員のうち特定任期付任用職員 当該特定任期付任用職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額

6 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

7 前条第18項及び第23項の規定は、第5項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第18項中「前項」とあるのは「次条第5項」と、「第14項の期末手当基礎額」とあるのは「次条第5項の勤勉手当基礎額」と、同条第23項中「第14項の期末手当基礎額」とあるのは「次条第4項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

8 第5項前段に規定する割合は、次項に規定する職員の勤務期間の割合（以下「期間率」という。）に第13項に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

9 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

勤務期間 割合

6 箇月 100分の100

5 箇月15日以上 6 箇月未満 100分の95

5 箇月以上 5 箇月15日未満 100分の90

4 箇月15日以上 5 箇月未満 100分の80

4 箇月以上 4 箇月15日未満 100分の70

3 箇月15日以上 4 箇月未満 100分の60

3 箇月以上 3 箇月15日未満 100分の50

2 箇月15日以上 3 箇月未満 100分の40

2 箇月以上 2 箇月15日未満 100分の30

1 箇月15日以上 2 箇月未満 100分の20

1 箇月以上 1 箇月15日未満 100分の15

15日以上1箇月未満 100分の10

15日未満 100分の5

0日 0

10 前項に規定する勤務期間は、職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間は除算する。

(1) 前条第2項第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間

(2) 育児介護休業規程第3条の規定により育児休業をしている職員及び自己啓発休業をしている職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（業務傷病等による休職者であった期間を除く。）

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(5) 第26条第1項の規定により給与を減額された期間

(6) 負傷又は疾病（業務傷病等によるもの除く。）により勤務しなかった期間から週休日及び第14条第3項に規定する休日（以下「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(8) 育児介護休業規程第14条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

11 前条第20項及び24項の規定は、前項に規定する職員として在職した期間の算定について準用する。

12 前項の期間の算定については、第10項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

13 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、理事長が定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の205（特別管理職員にあっては、100分の245）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の97.5（特別管理職員にあっては、

100分の117.5)

14 勤勉手当は、次の各号に掲げる基準日についてそれぞれ当該各号に定める日に支給する。ただし、当該各号に定める日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする。

(1) 6月1日 6月10日

(2) 12月1日 12月10日

15 前条第4項から第12項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第4項中「前各項」とあるのは「次条第2項から第4項まで」と、同項第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第24条に規定する基準日をいう。以下この項及び第11項において同じ。）から」と、「第22項」とあるのは「次条第14項」と読み替えるものとする。

16 職員が法人の役員を兼ねる場合、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の勤勉手当の合計額に、100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(特定任期付任用職員業績手当)

第24条 特定任期付任用職員業績手当は、特定任期付任用職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給することができる。

2 前項に規定する特定任期付任用職員業績手当の支給に関しては、理事長は、その給料月額に相当する額を特定任期付任用職員業績手当として支給することができる。

(手当の支給方法)

第25条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）及び管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 特殊勤務手当（前項以外のものに限る。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

(給与の減額)

第26条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇である場合その他その

勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が、理事長の定める介護休暇、介護時間、部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 就業規則第41条の規定による療養休暇中の職員の給与は2分の1を減額する。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、その勤務しない時間の合計が、対象となる月で10日分を超える場合、勤務した1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を合計した給与を支給する。

（休職者の給与）

第27条 職員が休職にされたときは、その休職の期間中、次に定めるところにより給与を支給することができる。

- (1) 職員が業務傷病等により休職にされたときは、その休職の期間中給与の全額を支給する。
 - (2) 職員が結核性疾患にかかり、休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - (3) 職員が前各号以外の心身の故障により、休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - (4) 職員が刑事事件に関し起訴されて、休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - (5) 第1号から第4号の職員には、理事長が別に定めるもののほか、前各号に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 2 前項第2号又は第3号に規定する職員が、それぞれ当該各号に規定する期間で第22条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第

22条第22項に規定する日にそれぞれ当該各号の例による額の期末手当を支給する。ただし、同条第3項第2号及び第3号までに掲げる職員については、この限りでない。

3 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第22条第8項から第12項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項中「前各号」とあるのは「第27条第2項」と読み替えるものとする。

(非常時払)

第28条 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

2 前項の規定は、特殊勤務手当（月額で定められているものを除く。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給について準用する。

(給与の口座振込)

第29条 給与は、職員から申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第30条 法律又はその他の規程に別段の定めがある場合及び次に掲げるものについては、職員の給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 香取市病院事業職員共済会の掛金
- (2) 千葉県市町村職員互助会の掛金並びに同会に係る生命保険及び損害保険の保険料
- (3) 全国町村会に係る損害保険及び生命保険の保険料
- (4) 団体取扱いに係る損害保険及び生命保険の保険料
- (5) 千葉県市町村共済組合に係る貯金の積立金及び貸付金の償還
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たものであって、理事長が特に認めたもの

2 前項各号に掲げるものについては、労使協定に定める。

(適用除外)

第31条 第2条第5項、第8条、第9条、第13条から第15条まで、第20条及び第23条の規定は、特定任期付任用職員には、適用しない。

2 特定任期付任用職員に対する第21条第1項並びに第22条第14項及び第18項の規定の適用については、第21条第1項中「前条に規定する職員」とあるのは「特定任期付任用職員」とする。

3 第6条、第8条及び第9条の規定は、就業規則第2条第2号の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。

(名誉院長の報酬等の支給について)

第32条 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター名誉院長の称号授与に関する規程に定める名誉院長の称号を授与された者が、以下の業務に従事した場合、下記により報酬を支給し、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の旅費に関する規程により通勤に要する費用を支給することができる。

業 務	報 酬 等	
香取おみがわ医療センター附属看護専門学校長	月額	100,000 円
外来診療業務	日額	60,000 円
産業医業務	日額	30,000 円

(その他)

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者のうち、この規則の施行日前に地方公務員法その他関係法令、香取市病院事業企業職員就業規程、その他関係規程により発令、承認、許可等を受けていた場合の当該発令、承認、許可等については、その効力を引き継ぐ。

(法人移行職員の現給保障)

3 この規程により新たに決定した給料月額及び各手当が、施行日前日までの額に達しないこととなるものには、当分の間給料月額のほか、その差額に相当する額を支給する。

(派遣等職員の給与)

- 4 派遣条例に基づき、香取市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、香取市職員の給与に関する条例（平成18年香取市条例第43号）その他香取市の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を支給する。

(職員の職務の級の標準的な職務の内容の特例)

- 5 第5条の規定に関わらず、別表12に掲げる5級以上に相当する職については、当分の間施行日前の級の職務に準じるものとする。

附 則（令和4年5月30日独香管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月27日独香管規程第10号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに初任給、昇格、昇給等の規程第9条第1項、第22条第1項、第24条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じた額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる基とする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 就業規則第62条の3第1項又は第2項に規定する異動期間（同規則第62条の3第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規則第62条の2に規定する職を占める職員
- 4 就業規則第62条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動

日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当の月額に関する経過措置)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第8条第3項に掲げる扶養手当の月額については次のとおりとする。

- (1) 同条第2項第1号に該当する扶養親族については3,000円（第8条第3項各号に掲げる職員を除く。）とする。
- (2) 扶養親族である子については1人につき11,500円とする。

別 記

第 1 号様式 (第 8 条第 7 項)

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

地方独立行政法人 香取おみがわ医療センター 理事長 様				所 属 部 局				
				職 名			氏 名	
給与規程第 8 条第 7 項の規定により次のとおり届け出ます。(証明書 通添付)							※ 年 月 日受理	
扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居 の別 別居	年収額 (職業)	異動年月日	届出の事由	※支給額	※ 年 月 から 支給 まで
							円	
								※子のうち 1 人の額は 年 月 から (増額・減額) 改定
								取 扱 者 確 認
配偶者 有・無 その事実の生じた年月日							年 月 日	
伺、上記のとおり決定してよろしいか。								
<p>注 1 年収額欄には、勤労収入のほか資産収入、事業収入及び年金収入（非課税分を含む。）等の収入があれば、これらの種類ごとにその全額を記入する。</p> <p>2 異動年月日欄には、扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合に、それぞれの事実の生じた日を記入する。</p> <p>3 届出の事由欄には、扶養手当を受ける事実の生じた事由（例えば、婚姻、出生、満 60 歳以上等）又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった事由（例えば、満 18 歳以上、離婚、死亡等）をそれぞれ記入する。</p> <p>4 配偶者欄には、扶養親族である 22 歳未満の子を有するに至った時に、配偶者のない場合又は給与条例第 10 条第 1 項第 3 号、第 4 号に掲げる事実が生じた場合に記入し、後者の場合は、その事実の生じた年月日をあわせて記入する。</p> <p>5 ※印欄は、記入しないで提出すること。</p>								

第2号様式（第8条第9項）

(表)

扶 養 手 当 認 定 簿

扶 養 手 当 認 定 簿			職員氏名			職員コード		
扶養親族氏名	続 柄	生 年 月 日 (加算開始年月)	届出提出(受理)年月日	扶養親族の要件を備え、 又は欠くに至った年月日	扶養手当支給開始・終了 年月 (22歳年度末)	備 考	担当者の確認欄	
							確認年月日	職 氏 名
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ

記入上の注意

- 1 「生年月日(加算開始年月)」欄の()内には、扶養親族のうち加算措置の対象となる者について、加算開始時期又は加算開始予定時期を記入する。
- 2 「届出提出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合には、届出受理日を括弧書で付記する。
- 3 「扶養手当支給開始・終了年月(22歳年度末)」欄の()内には、扶養親族が、子、孫、弟妹のいずれかである場合に、その者が22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 4 子、孫、弟妹が22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出提出(受理)年月日」欄及び「扶養親族の要件を備え、又は欠くに至った年月日」欄の記入は要しない。
- 5 「備考」欄には、届出の事由等、扶養手当の認定上特に必要な事項を記入する。

(裏)

扶養手当月額等 改定年月	子		左記以外の扶養親族		加算措置の対象となる者		扶養手当月額 (円)	扶養手当月額等 改定事由	所属長の 確認印欄
	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)			
年 月									印
年 月									印
年 月									印
年 月									印
年 月									印
年 月									印
年 月									印

第3号様式（第9条第4項）

住 居 届 年 月 日提出

地方独立行政法人 香取おみがわ医療センター 理事長 様		所属課名			
		職名		氏名	印
地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員給与規程（以下「規程」という。）第9条第4項の規定に基づき、住居の実情を届け出ます。（契約書等証明書類 1 通添付）					
届出の理由（該当する□に✓印を付する。）					
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更（契約の更新を含む。） <input type="checkbox"/> 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
（届出の理由が生じた日） 令和 年 月 日					
借家借間	契約開始日	令和 年 月 日から	住宅への入居日	令和 年 月 日から	
	住宅の所在地				
	住宅の種類	<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> まかない付下宿		住宅の契約面積	m ²
	住宅の所有者	続柄（ ）	住所		
規程第9条	住宅の貸主	続柄（ ）	住所		
	住宅の借主	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄（ ） 氏名			
	家賃等	月額 円 （令和 年 月 日から）	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 （光熱費込みの下宿代） <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。（まかない付下宿代）		
上記のとおり <input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、規程第9条第2項に規定する家賃の額に相当する額は 円 であると算定する。					
令和 年 月 日	職名	氏名	取扱者 認 印	管理課長	庶務班長
			印		班員
記入上の注意 1 「届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一つについてレ印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：まかない付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代）を記入しても差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付するものとする。					
備考					

第4号様式 (第9条第8項)

住 居 手 当 認 定 簿
異動後の所属

所属								氏名			
届出の事由		提出年月日	受理年月日	該当条文	決定家賃等 (借家借間のみ)	支給の始期等	住居手当 の月額	給与規程第9条第7項に基づき住居 手当の支給を左記 のとおり決定(改正)する。		備考	
発生年月日 (改定年月日)	内容							職名	氏名		
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
備 考											

第5号様式 (第11条第7項)

単身赴任届

年 月 日提出

理事長 様	職名	氏名
勤務地名	所在地	
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1新規 <input type="checkbox"/> 2異動 <input type="checkbox"/> 3転居 (<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者) <input type="checkbox"/> 4その他 () 上記事実の発生年月日 年 月 日	

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員給与規程第11条第7項の規定により、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。(住民票等証明書類 通添付)

異動直前の居住状況等

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	
同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日)

現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	年 月 日
配偶者と別居した事情	
本人の住居	入居年月日 年 月 日
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄)
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ。 <input type="checkbox"/> 異なる。(入居年月日 年 月 日)
異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	その2の(1)に記入
配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	その2の(2)に記入
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	その2の(3)に記入

※給与担当課記入欄

上記のとおり <input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、 <input type="checkbox"/> 単身赴任手当の月額を 円と決定する。 <input type="checkbox"/> 第11条第5項の規定による加算額を 円、 単身赴任手当の月額を 円と決定する。	年 月 日				
--	-------	--	--	--	--

(「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。)

(裏面)

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄には、該当する理由の□に☑印を付し（新規の場合は理由の1のみ☑印を付する。）、理由の4に該当する場合は内容を（ ）内に記入する。
- 2 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 3 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 4 届出の理由の1以外に該当する場合は「1 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
- 5 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動をいう。
- 6 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 7 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 8 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 9 「通勤（交通）方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 10 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。
- 11 ※欄は記入しないこと。

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※給与担当課の記入欄	順路	通勤方法の別	区 間	距離
1		住居から (経由) まで		1		住居から (経由) まで	・ km
2		から (経由) まで		2		から (経由) まで	・ km
3		から (経由) まで		3		から (経由) まで	・ km
4		から (経由) まで		4		から (経由) まで	・ km
5		から (経由) まで		5		から (経由) まで	・ km
6		から (経由) まで		計 (第 11 条第 4 項の規定による通勤距離)		・ km	
経路略図 (経路朱線)							

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※給与担当課の記入欄	順路	通勤方法の別	区 間	距離
1		住居から (経由) まで		1		住居から (経由) まで	・ km
2		から (経由) まで		2		から (経由) まで	・ km
3		から (経由) まで		3		から (経由) まで	・ km
4		から (経由) まで		4		から (経由) まで	・ km
5		から (経由) まで		5		から (経由) まで	・ km
6		から (経由) まで		計 (第 11 条第 4 項の規定による通勤距離)		・ km	
経路略図 (経路朱線)							

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※給与担当課の記入欄	順路	通勤方法の別	区 間	距離
1		住居から (経由) まで		1		住居から (経由) まで	・ km
2		から (経由) まで		2		から (経由) まで	・ km
3		から (経由) まで		3		から (経由) まで	・ km
4		から (経由) まで		4		から (経由) まで	・ km
5		から (経由) まで		5		から (経由) まで	・ km
6		から (経由) まで		計 (第 11 条第 4 項の規定による通勤距離)		・ km	
経路略図 (経路朱線)							

第6号様式（第11条第10項）

職員番号 _____

単身赴任手当認定簿

氏名	
----	--

届出の理由等		届出提出 年 月 日 (受理年月日)	支給の始期(終期)・ 支給額の改定時期	加算額	単身赴任手当の 月 額	理事長の決定(改定)
事実の発生 年月日	内容					
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} {まで}	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} {まで}	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} {まで}	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} {まで}	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} {まで}	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} {まで}	円	円	年 月 日 職名 氏名

記入上の注意

「届出提出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を()書で付記する。

別表第1（第2条第5項第1号）

事務職

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
任期付 職員及 び定年 前再任 用短時 間勤務 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	

38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	451,200
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	451,500
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	451,800
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	452,100
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	452,400
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	452,700
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	453,000
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	453,300
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	453,600
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	453,900
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	454,200
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	454,500
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	454,800
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	455,100
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	455,400
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	455,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	456,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	456,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	456,600
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	456,900
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	457,200
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	457,500
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	457,800
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	458,100
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	458,400
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	458,700
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	459,000
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	459,300
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		459,600
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		459,900
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		460,200
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		460,500
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		460,800
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		461,100
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		461,400
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		461,700

82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	462,000
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	462,300
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	462,600
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	462,900
86	256,000	297,100	346,000	386,600		463,200
87	256,300	297,400	346,400	387,000		463,500
88	256,600	297,700	346,800	387,400		463,800
89	256,900	298,000	347,000	387,700		464,100
90	257,200	298,300	347,400			464,400
91	257,500	298,600	347,800			464,700
92	257,800	299,000	348,200			465,000
93	258,100	299,200	348,400			465,300
94		299,400	348,800			465,600
95		299,700	349,200			465,900
96		300,100	349,500			466,200
97		300,300	349,800			466,500
98		300,600	350,200			466,800
99		301,000	350,600			467,100
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				
124		308,200				
125		308,500				

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700
任期付職員	194,500	230,000	261,600	292,100	306,400	330,200	371,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第2条第5項第2号）

労務職

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付任用職員以外の職員		円	円	円
	1	174,200	220,000	257,300
	2	175,400	221,300	258,300
	3	176,600	222,600	259,300
	4	177,700	223,900	260,300
	5	178,900	225,200	261,300
	6	180,100	226,400	262,300
	7	181,300	227,600	263,300
	8	182,400	228,800	264,300
	9	183,500	230,000	265,300
	10	184,600	231,500	266,300
	11	185,800	233,000	267,300
	12	186,900	234,500	268,300
	13	188,000	236,000	269,300
	14	189,700	237,500	270,300
	15	191,300	239,000	271,300
	16	192,900	240,500	272,300
	17	194,500	242,000	273,300
	18	196,200	243,400	274,300
	19	197,800	244,800	275,300
	20	199,400	246,200	276,400
	21	201,000	247,400	277,400
	22	202,700	248,600	278,700
	23	204,400	249,800	280,000
	24	206,100	251,000	281,200
	25	207,400	252,100	282,500
	26	209,000	253,200	283,800
	27	210,600	254,300	285,000
	28	212,100	255,400	286,200
	29	213,600	256,400	287,300
30	215,200	257,400	288,500	

31	216, 800	258, 400	289, 800
32	218, 400	259, 400	291, 100
33	220, 000	260, 400	292, 400
34	221, 700	261, 300	293, 400
35	223, 000	262, 200	294, 400
36	224, 300	263, 100	295, 500
37	225, 600	263, 900	296, 600
38	226, 700	264, 700	297, 800
39	227, 800	265, 500	298, 900
40	228, 900	266, 300	300, 100
41	230, 000	267, 000	301, 300
42	231, 100	267, 800	302, 600
43	232, 200	268, 600	303, 900
44	233, 300	269, 300	305, 200
45	234, 400	270, 000	306, 500
46	235, 400	270, 800	307, 800
47	236, 400	271, 600	309, 100
48	237, 300	272, 300	310, 400
49	238, 200	273, 000	311, 700
50	239, 100	273, 800	313, 000
51	239, 900	274, 600	314, 300
52	240, 700	275, 300	315, 400
53	241, 400	276, 000	316, 300
54	242, 000	276, 700	317, 600
55	242, 600	277, 400	318, 900
56	243, 200	278, 100	320, 200
57	243, 800	278, 800	321, 400
58	244, 400	279, 500	322, 700
59	245, 000	280, 200	323, 900
60	245, 500	280, 900	325, 100
61	246, 000	281, 500	326, 400
62	246, 400	282, 200	327, 500
63	246, 700	282, 800	328, 600
64	247, 000	283, 500	329, 700
65	247, 300	284, 100	330, 400
66	247, 600	284, 800	331, 300
67	247, 900	285, 400	332, 000
68	248, 200	286, 100	332, 800
69	248, 500	286, 700	333, 600
70	248, 800	287, 400	334, 000
71	249, 100	288, 000	334, 600
72	249, 400	288, 500	335, 300
73	249, 700	289, 000	336, 100
74	250, 000	289, 600	336, 800
75	250, 300	290, 100	337, 500
76	250, 600	290, 700	338, 100

77	250,900	291,200	338,600
78	251,200	291,700	339,200
79	251,500	292,300	339,700
80	251,800	292,900	340,300
81	252,100	293,400	340,600
82	252,400	293,900	341,100
83	252,700	294,300	341,500
84	253,000	294,600	341,900
85	253,300	294,800	342,300
86	254,000	295,100	342,800
87	254,700	295,300	343,300
88	255,200	295,700	343,800
89	255,700	295,900	344,100
90	256,300	296,100	344,500
91	256,900	296,500	344,900
92	257,400	296,800	345,300
93	258,100	297,100	345,600
94	258,800	297,400	346,000
95	259,500	297,700	346,400
96	260,200	298,100	346,800
97	260,800	298,400	347,000
98		298,800	
99		299,100	
100		299,500	
101		299,700	
102		299,900	
103		300,200	
104		300,600	
105		300,800	
106		301,100	
107		301,500	
108		301,900	
109		302,100	
110		302,400	
111		302,700	
112		303,000	
113		303,200	
114		303,500	
115		303,800	
116		304,100	
117		304,300	
118		304,600	
119		304,900	
120		305,200	
121		305,400	
122		305,700	

	123		306,000	
	124		306,300	
	125		306,500	
	126		306,800	
	127		307,100	
	128		307,400	
	129		307,600	
	130		307,900	
	131		308,200	
	132		308,500	
	133		308,700	
	134		309,000	
	135		309,300	
	136		309,600	
	137		309,800	
	138		310,100	
	139		310,300	
	140		310,600	
	141		310,800	
	142		311,100	
	143		311,300	
	144		311,600	
	145		311,800	
	146		312,100	
	147		312,300	
	148		312,500	
	149		312,700	
	150		312,900	
	151		313,100	
	152		313,300	
	153		313,500	
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000
任期付任用職員		194,500	230,000	257,600

備考 この表は、医療以外の単純な業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第2条第5項第3号）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円

	1	291,400	400,300	455,100	514,600
	2	293,700	403,000	457,100	522,200
	3	296,000	405,600	459,000	529,200
	4	298,200	408,100	460,900	536,200
	5	300,300	410,500	462,300	543,100
	6	303,800	412,700	464,100	549,800
	7	307,300	414,800	465,900	555,900
	8	310,700	416,900	467,700	561,200
	9	314,100	419,000	469,500	565,100
	10	317,600	420,500	471,300	570,500
	11	321,000	422,000	473,100	574,800
	12	324,400	423,500	474,900	578,400
	13	327,800	424,900	476,700	582,000
	14	331,300	426,400	478,500	585,600
	15	334,700	427,900	480,300	589,200
	16	338,100	429,300	482,100	592,800
	17	341,500	430,700	483,900	596,400
	18	344,600	432,200	485,800	600,000
	19	347,700	433,700	487,700	603,600
	20	350,800	435,100	489,600	607,200
	21	354,000	436,500	491,500	610,800
	22	357,100	438,000	493,200	614,400
	23	360,200	439,500	495,000	618,000
	24	363,200	440,900	496,800	621,600
	25	366,200	442,300	498,400	625,200
	26	368,500	443,700	500,200	628,800
	27	370,800	445,100	502,000	632,400
	28	373,000	446,500	503,600	636,000
	29	374,900	447,900	505,000	639,600
	30	376,600	449,300	506,700	643,200
	31	378,300	450,700	508,500	646,800
定年前再 任用短時 間勤務職 員及び任 期付職員 以外の職 員	32	380,100	452,100	510,200	650,400
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	

	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

任期付職員		円 314,100	円 372,500	円 410,000	円 506,800
-------	--	--------------	--------------	--------------	--------------

備考 この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第2条第5項第4号）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員及び任 期付職員 以外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	

34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	411,900
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	412,200
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	412,500
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	412,700
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	413,000
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	413,300
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	413,600
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	413,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	414,100
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	414,400
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	414,700
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	414,900
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	415,200
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	415,500
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	415,800
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	416,000
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	416,300
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	416,600
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	416,900
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	417,100
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	417,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	417,700
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	418,000
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	418,200
78	254,800	291,900	328,600	349,900		418,500
79	255,100	292,200	329,000	350,100		418,800

80	255,300	292,500	329,500	350,400	419,100
81	255,500	292,800	330,000	350,900	419,300
82	255,800	293,100	330,400	351,200	419,600
83	256,100	293,400	330,600	351,500	419,900
84	256,300	293,700	330,900	351,800	420,200
85	256,500	293,900	331,300	352,200	420,400
86		294,100	331,700	352,500	420,700
87		294,300	332,000	352,800	421,000
88		294,500	332,300	353,100	421,300
89		294,900	332,600	353,500	421,500
90		295,100	332,800	353,800	421,800
91		295,300	333,200	354,100	422,100
92		295,500	333,500	354,400	422,400
93		295,900	333,700	354,700	422,600
94		296,100	334,000		422,900
95		296,300	334,300		423,200
96		296,600	334,600		423,500
97		296,900	334,800		423,700
98		297,100	335,100		424,000
99		297,300	335,400		424,300
100		297,600	335,600		424,600
101		297,900	335,800		424,800
102		298,100	336,000		425,100
103		298,300	336,400		425,400
104		298,600	336,600		425,700
105		298,900	336,800		425,900
106			337,200		426,200
107			337,600		426,500
108			338,000		426,800
109			338,200		427,000
110					427,300
111					427,600
112					427,900
113					428,100
114					428,400
115					428,700
116					429,000
117					429,200
118					429,500
119					429,800
120					430,100
121					430,300
122					430,600
123					430,900
124					431,200
125					431,400

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400
任期付職 員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
	216,300	232,500	255,500	269,000	299,200	337,600

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師
その他の医療技術員等に適用する。

別表第5（第2条第5項第5号）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員及び 任期付職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	

24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	436,900
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	437,200
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	437,500
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	437,900
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	438,300
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	438,600
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	438,900
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	439,300
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	439,700
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	440,000
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	440,300
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	440,700

70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	441,100
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	441,400
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	441,700
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	442,100
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	442,500
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	442,800
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	443,100
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	443,500
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	443,900
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	444,200
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	444,500
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
86	286,100	312,900	350,700	369,600		
87	286,600	313,900	351,500	370,200		
88	287,100	314,900	352,300	370,700		
89	287,600	315,800	352,900	371,000		
90	288,100	316,900	353,500	371,500		
91	288,600	317,900	354,100	371,900		
92	289,100	318,900	354,700	372,200		
93	289,600	319,700	355,100	372,800		
94	290,200	320,400	355,500	373,300		
95	290,800	321,100	356,000	373,800		
96	291,400	321,700	356,400	374,300		
97	292,000	322,200	356,900	374,900		
98	292,500	322,500	357,300	375,400		
99	293,000	323,100	357,800	375,900		
100	293,500	323,700	358,200	376,300		
101	294,000	324,100	358,500	376,900		
102	294,500	324,700	359,000	377,400		
103	295,000	325,300	359,400	377,900		
104	295,400	325,800	359,700	378,400		
105	295,800	326,200	360,100	379,000		
106	296,300	326,700	360,600	379,400		
107	296,800	327,200	361,100	379,900		
108	297,100	327,700	361,600	380,400		
109	297,300	328,100	362,100	381,000		
110	297,600	328,500	362,600			
111	297,800	328,800	363,100			
112	298,100	329,100	363,500			
113	298,400	329,400	363,900			
114	298,600	329,800				
115	298,900	330,100				

	116	299,100	330,400				
	117	299,400	330,600				
	118	299,700	330,900				
	119	300,000	331,200				
	120	300,300	331,400				
	121	300,600	331,600				
	122	301,000	331,900				
	123	301,300	332,200				
	124	301,600	332,500				
	125	301,800	332,700				
	126	302,000	333,000				
	127	302,300	333,400				
	128	302,700	333,600				
	129	302,900	333,800				
	130	303,200	334,000				
	131	303,600	334,400				
	132	304,000	334,600				
	133	304,200	334,900				
	134	304,500	335,300				
	135	304,800	335,700				
	136	305,100	336,100				
	137	305,300	336,400				
	138	305,600	336,800				
	139	305,900	337,200				
	140	306,200	337,600				
	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				
	146	307,900					
	147	308,200					
	148	308,600					
	149	308,800					
	150	309,000					
	151	309,300					
	152	309,600					
	153	310,000					
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円

		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
		221,900	253,100	274,700	284,800	306,900	339,400

備考 この表は、病院に勤務する助産師、看護師、准看護師等に適用する。

別表第6（第2条第5項第6号）

指定職給料表

号給	給料月額
	円
1	708,000
2	763,000
3	820,000
4	898,000
5	968,000
6	1,038,000
7	1,110,000
8	1,178,000

備考 この表は、医師で理事長が定める者に適用する。

別表第7（第2条第5項第7号）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円
	1	202,800	221,300	319,700
	2	205,100	223,700	321,500
	3	207,400	226,100	323,300
	4	209,700	228,500	325,000
	5	211,900	230,900	326,600
	6	214,300	233,300	328,500
	7	216,500	235,700	330,400
	8	218,700	238,100	332,300
9	220,900	240,500	334,100	

10	223,200	242,100	336,100
11	225,400	243,700	337,900
12	227,600	245,300	339,700
13	229,900	246,900	341,400
14	232,000	248,400	343,100
15	234,100	249,800	344,700
16	236,200	251,200	346,300
17	238,300	252,600	347,900
18	240,200	253,800	349,200
19	241,900	255,000	350,400
20	243,500	256,200	351,600
21	245,200	257,600	352,900
22	246,400	258,800	354,300
23	247,700	260,100	355,700
24	249,000	261,400	357,000
25	250,200	262,700	358,300
26	251,200	264,500	359,700
27	252,300	266,300	361,100
28	253,400	268,100	362,400
29	254,600	269,800	363,700
30	255,900	272,000	365,100
31	257,100	274,200	366,400
32	258,300	276,400	367,700
33	259,400	278,600	369,000
34	260,600	280,800	370,200
35	261,800	283,000	371,400
36	263,000	285,100	372,600
37	264,300	287,100	373,800
38	265,500	289,000	375,000
39	266,700	290,900	376,200
40	267,900	292,700	377,400
41	269,200	294,400	378,500
42	270,400	296,300	379,700
43	271,700	298,100	380,900
44	272,900	299,800	382,100
45	274,100	301,400	383,200
46	275,000	303,200	384,500
47	275,900	304,900	385,800
48	276,900	306,500	387,000
49	277,500	308,000	387,900
50	278,400	309,700	389,100
51	279,100	311,500	390,100
52	280,100	313,200	391,200
53	280,700	314,400	392,000
54	281,600	316,300	393,100
55	282,600	318,100	394,100

56	283,600	319,800	395,100
57	284,100	321,400	396,200
58	285,100	323,300	397,200
59	286,100	325,000	398,300
60	286,900	326,700	399,400
61	287,400	328,400	400,400
62	288,100	330,200	401,500
63	288,900	332,000	402,600
64	289,700	333,700	403,600
65	290,500	335,400	404,500
66	291,300	336,700	405,400
67	292,000	338,000	406,400
68	292,700	339,300	407,400
69	293,500	340,800	408,200
70	294,300	342,300	409,000
71	294,900	343,800	409,700
72	295,600	345,300	410,500
73	296,100	346,700	411,200
74	296,900	348,200	411,800
75	297,600	349,700	412,500
76	298,200	351,200	413,200
77	298,800	352,600	413,800
78	299,600	354,100	414,500
79	300,200	355,600	415,000
80	300,800	357,100	415,600
81	301,400	358,500	416,000
82	302,100	359,800	416,400
83	302,700	361,100	416,700
84	303,200	362,300	417,000
85	303,700	363,500	417,200
86	304,300	364,700	417,500
87	304,800	365,900	417,800
88	305,200	367,000	418,000
89	305,600	368,100	418,200
90	306,200	369,200	418,500
91	306,700	370,300	418,800
92	307,200	371,400	419,000
93	307,500	372,500	419,200
94	308,100	373,700	419,500
95	308,600	374,800	419,800
96	309,000	375,900	420,000
97	309,400	376,900	420,200
98	309,900	377,900	
99	310,400	378,800	
100	310,900	379,700	
101	311,300	380,500	

102	311,700	381,500
103	312,100	382,400
104	312,400	383,300
105	312,600	384,100
106	312,900	385,000
107	313,200	385,900
108	313,500	386,800
109	313,700	387,600
110	313,900	388,600
111	314,200	389,500
112	314,500	390,400
113	314,700	391,000
114	314,900	391,900
115	315,100	392,800
116	315,400	393,700
117	315,700	394,500
118	315,900	395,200
119	316,200	396,000
120	316,500	396,800
121	316,700	397,400
122	316,900	398,100
123	317,100	398,800
124	317,400	399,400
125	317,700	400,000
126	317,900	400,700
127	318,100	401,200
128	318,400	401,800
129	318,600	402,400
130	318,800	403,000
131	319,100	403,500
132	319,400	404,000
133	319,600	404,300
134	319,800	404,600
135	320,100	404,900
136	320,400	405,200
137	320,600	405,500
138	320,800	405,800
139	321,100	406,100
140	321,400	406,400
141	321,600	406,700
142	321,800	407,000
143	322,100	407,300
144	322,400	407,600
145	322,600	407,800
146	322,800	408,100
147	323,100	408,400

	148	323,400	408,600	
	149	323,600	408,800	
	150	323,800	409,100	
	151	324,100	409,400	
	152	324,400	409,600	
	153	324,600	409,800	
	154	324,800	410,100	
	155	325,100	410,400	
	156	325,400	410,600	
	157	325,600	410,800	
	158	325,800	411,100	
	159	326,100	411,400	
	160	326,400	411,600	
	161	326,600	411,800	
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 232,000	円 279,200	円 303,400
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円 234,100	円 252,600	円 319,700

備考 この表は、附属看護専門学校に勤務する教員に適用する。

別表第8（第5条第1項）

事務職給料表 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 主事の職務 2 介護福祉士又は介護支援専門員の職務
2 級	1 高度の知識又は経験を必要とする主事の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする介護福祉士又は介護支援専門員の職務
3 級	1 主任主事の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする介護福祉士又は介護支援専門員の職務
4 級	1 主査の職務又はこれらと同程度の職務 2 主任介護福祉士又は主任介護支援専門員の職務
5 級	1 副主幹の職務又はこれらと同程度の職務

	2 高度の知識又は経験を必要とする主任介護福祉士又は主任介護支援専門員の職務
6 級	1 主幹の職務又はこれらと同程度の職務 2 統括主任介護福祉士又は統括主任介護支援専門員の職務
7 級	1 課長の職務 2 事務部長、経営企画室長の職務

別表第9（第5条第1項）

労務職給料表 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	看護補助員、用務員、助手又はボイラー技士の職務
2 級	相当の技能若しくは経験を必要とする看護補助員、用務員、助手又はボイラー技士の職務
3 級	1 主査の職務 2 主任技師の職務

別表第10（第5条第1項）

医療職給料表（一）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	患者の診療を行う医員の職務
2 級	患者の診療を行う医員の職務
3 級	1 医長の職務 2 患者の診療を行う医員の職務
4 級	1 診療統括部長、科部長又は医長の職務 2 副院長の職務

別表第11（第5条第1項）

医療職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、栄養士、社会福祉士、歯科衛生士又はあん摩マッサージ指圧師の職務
2 級	1 薬剤師の職務

	2 相当程度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、栄養士、社会福祉士、歯科衛生士又はあん摩マッサージ指圧師の職務
3 級	主任技師の職務
4 級	上席主任技師の職務又はこれらと同程度の職務
5 級	1 主幹の職務又はこれらと同程度の職務 2 副科長の職務
6 級	1 科長の職務 2 副医療支援部長の職務 3 医療支援部長の職務

別表第12（第5条第1項）

医療職給料表（三）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	助産師又は看護師の職務 高度の知識又は経験を必要とする准看護師の職務
3 級	相当高度の技術又は経験を必要とする看護師の職務
4 級	主任助産師又は主任看護師の職務
5 級	1 主幹の職務又はこれらと同程度の職務 2 副看護師長の職務
6 級	1 看護師長の職務 2 副看護部長の職務 3 看護部長の職務

別表第13（第5条第1項）

指定職給料表 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	病院長の職務

別表第14（第5条第1項）

教育職給料表 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	教員の職務
2 級	1 教務主任の職務 2 困難な業務を処理する教員の職務
3 級	教務長の職務

別表第15（第5条第2項）

事務職給料表 級別職務区分表

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
主事 介護福祉士	主事 介護福祉士	主任主事 介護福祉士	主査 主任介護福祉士	副主幹 主任介護福祉士	主幹 統括主任介護福祉士	課長 事務部長
介護支援 専門員	介護支援 専門員	介護支援 専門員	主任介護 支援専門員	主任介護 支援専門員	統括主任 介護支援 専門員	経営企画 室長

別表第16（第5条第2項）

労務職給料表 級別職務区分表

1 級	2 級	3 級
看護補助員 用務員 助手 ボイラー技士	看護補助員 用務員 助手 ボイラー技士	主査 主任技師

別表第17（第5条第2項）

医療職給料表（一）級別職務区分表

1 級	2 級	3 級	4 級
医員	医員	医長 医員	診療統括部長 科部長

			医長 副院長
--	--	--	-----------

別表第18（第5条第2項）

医療職給料表（二）級別職務区分表

1級	2級	3級	4級	5級	6級
診療放射線技師	薬剤師	主任技師	上席主任技師	主幹	科長
臨床検査技師	診療放射線技師			副科長	副医療支援部長
臨床工学技士	臨床検査技師				医療支援部長
理学療法士	臨床工学技士				
作業療法士	理学療法士				
視能訓練士	作業療法士				
管理栄養士	視能訓練士				
栄養士	管理栄養士				
社会福祉士	栄養士				
歯科衛生士	社会福祉士				
あん摩マッサージ指圧師	歯科衛生士				
	あん摩マッサージ指圧師				

別表第19（第5条第2項）

医療職給料表（三）級別職務区分表

1級	2級	3級	4級	5級	6級
准看護師	准看護師 助産師	看護師	主任助産師 主任看護師	主幹 副看護師長	看護師長 副看護部長

	看護師				看護部長
--	-----	--	--	--	------

別表第20（第5条第2項）

指定職給料表級別職務区分表

1級
病院長

別表第21（第5条第2項）

教育職給料表級別職務区分表

1級	2級	3級
教員	教務主任 教員	教務長

別表第22（第10条第2項第2号）

片道の使用距離	通勤手当額
2キロメートル以上4キロメートル未満	2,000円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,170円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,230円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,290円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,340円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,570円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,800円
16キロメートル以上18キロメートル未満	11,020円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,240円
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,460円
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,640円
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,820円
26キロメートル以上28キロメートル未満	17,000円
28キロメートル以上30キロメートル未満	18,170円
30キロメートル以上32キロメートル未満	19,340円
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,430円
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,520円

36キロメートル以上38キロメートル未満	22,610円
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,700円
40キロメートル以上42キロメートル未満	24,790円
42キロメートル以上44キロメートル未満	25,710円
44キロメートル以上46キロメートル未満	26,640円
46キロメートル以上48キロメートル未満	27,570円
48キロメートル以上50キロメートル未満	28,500円
50キロメートル以上52キロメートル未満	29,430円
52キロメートル以上54キロメートル未満	30,160円
54キロメートル以上56キロメートル未満	30,890円
56キロメートル以上58キロメートル未満	31,630円
58キロメートル以上60キロメートル未満	32,370円
60キロメートル以上	33,100円

別表第23（第20条第1項及び第2項）

給料表	職務の級	職	手当の額
事務職給料表	7級	事務部長 経営企画室長	60,000円
	7級	課長	47,500円
医療職給料表（二）	6級	医療支援部長	59,600円
	6級	副医療支援部長	47,700円
	6級	科長	32,500円
医療職給料表（三）	6級	看護部長	59,300円
	6級	副看護部長	47,700円
	6級	看護師長	32,500円
指定職給料表	1級	病院長	210,000円
教育職給料表	3級	教務長	39,600円
	2級	教務主任	27,700円

別表第24（第22条第18項）

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級7級の職員	100分の15
	職務の級6級の職員	100分の10

	職務の級 5 級の職員	100分の 8
	職務の級 4 級の職員	100分の 6
	職務の級 3 級の職員	100分の 3
労務職給料表	職務の級 3 級の職員	100分の 5
医療職給料表 (一)	職務の級 4 級の部長職	100分の20
	職務の級 4 級の医長職	100分の18
	職務の級 3 級の職員	100分の16
	職務の級 2 級の医員 (7 年次以上)	100分の15
	職務の級 2 級の医員 (6 年次)	100分の10
	職務の級 2 級の職員 (専攻医)	100分の 5
	職務の級 1 級の職員 (専攻医)	100分の 5
医療職給料表 (二)	職務の級 6 級の職員	100分の15
	職務の級 5 級の職員	100分の10
	職務の級 4 級の職員	100分の 8
	職務の級 3 級の職員	100分の 6
医療職給料表 (三)	職務の級 6 級の看護部長	100分の15
	職務の級 6 級の職員	100分の10
	職務の級 5 級の職員	100分の 8
	職務の級 4 級の職員	100分の 6
指定職給料表	職務の級 1 級の職員	100分の20
教育職給料表	職務の級 3 級の職員	100分の15
	職務の級 2 級の職員	100分の10 (困難な業務 を処理する教員は、100 分の 8)
	職務の級 1 級の職員 (81号給以上の 職員に限る。)	100分の 6